

大分県報

平成三十年
号外（六〇）
七月二十四日

（火曜日）

目次

告示

大分県税条例の規定による県税の申告等の期限の延長……………一

告示

大分県告示第四百七十二号

大分県税条例（昭和二十五年大分県条例第四十五号。以下「条例」という。）第十二条第二項の規定により、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「法」という。）又は条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、次に掲げる地域に住所又は居所（納税者が法人等である場合は、法人税に係る納税地（本店又は主たる事務所の所在地以外を納税地と指定されている場合においては、当該本店又は主たる事務所の所在地を含む。））を有する納税者又は特別徴収義務者に係るもので、その期限が平成三十年七月五日以降に到来するものについては、条例第二十一条第一号及び第二号の規定により課する個人の県民税、条例第四十五条第一項の規定により申告納付すべき自動車取得税、法第五十条第一項の規定により課する自動車税並びに条例第八八条の規定により課する狩猟税を除き、その期限を別途告示で定める期日まで延長する。

県名

指定地域

岡山市北区、岡山市東区、倉敷市真備町、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、小田郡矢掛町

広島県
広島市安芸区、呉市、竹原市、三原市、尾道市、東広島市、江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町

山口県
岩国市周東町

愛媛県
宇和島市、大洲市、西予市

平成三十年七月二十四日

大分県知事 広瀬 貞